



緊急のときは、迷わず110番してください

配偶者等からの暴力についての相談は…

配偶者暴力相談支援センター

岐阜県女性相談センター TEL 058-213-2131

《電話相談》月～金 9:00～21:00、土・日・祝 9:00～12:00、13:00～17:00

《面接相談》月～金 9:00～17:00

各県事務所福祉課・岐阜地域福祉事務所

《電話・面接相談》月～金 9:00～17:00

お住まいの市福祉事務所

岐阜県警察ストーカー相談110番 ☎ 0120-794-310

《電話相談》月～金 9:00～16:00(祝日を除く)

警察安全相談室 TEL 058-272-9110 #9110

《電話相談》毎日 24時間

最寄りの警察署生活安全課

女性の人権ホットライン(岐阜地方事務局) TEL 0570-070-810

《電話相談》月～金 8:30～17:15(祝日を除く)

民間団体

NPO法人あゆみだした女性と子どもの会 TEL 080-1613-1515

《電話相談》月～金 10:00～17:00(祝日・年末年始を除く)

NPO法人手をつなぐ女たちの会 TEL 0575-25-1489

《電話相談》木 12:30～16:00(祝日・年末年始を除く)

いざというときに持ち出したいもの

- 現金、通帳、キャッシュカード
- 健康保険証またはそのコピー
- 印鑑(実印・印鑑登録証・銀行印など)
- 家の鍵
- 常備薬
- 大切な写真や物
- 母子手帳、年金手帳、運転免許証などの身分証明書
- ケガをしたときの写真、医師の診断書などの証拠書類
- 子どもの大切な物(ランドセル等)

(切り取り線)

STOP THE 暴力 女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク



環境にやさしい再生紙と植物油インキを使用しています

令和2年3月発行

ひとりで悩まないで

D O M E S T I C V I O L E N C E

岐阜県

C O N T E N T S

1	ドメスティック・バイオレンスとは？	3
2	ドメスティック・バイオレンスの実態は？	11
3	逃げ出せないのはなぜ？	15
4	ドメスティック・バイオレンスの思いこみ	17
5	ドメスティック・バイオレンスの影響は？	19
6	あなたを守るための法律があります	21
7	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の内容は？	23
8	悩んでいるあなたへ	27
9	身内の方や友人、ご近所のみなさんへ	29
10	医療関係者のみなさんへ	31
11	ドメスティック・バイオレンスをなくすために	33
	配偶者等からの暴力についての相談は…	裏面

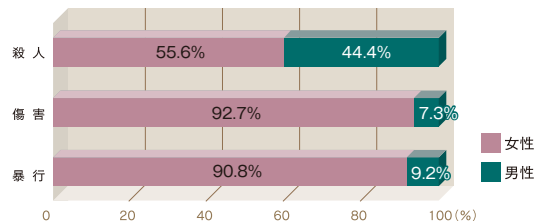


「ドメスティック・バイオレンス」(DV) という言葉について

「ドメスティック・バイオレンス」(DV)という言葉は、日本語に直訳すると「家庭内暴力」となりますが、一般的には「夫婦や恋人など親密な関係にある人、またはあった人からの暴力」のことをいいます。

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」は、女性に対する暴力だけでなく、男性に対する暴力も対象としていますが、配偶者等からの暴力の被害者の多くは女性です。こうした背景の一つには、性別による固定的な役割分担意識や経済力の格差など、男性優位の社会的構造があります。女性に対する暴力は、女性に恐怖と不安を与え、自由を束縛し、自信を喪失させ、女性を従属的な状況に追い込むもので、それは男女共同参画社会を形成していくうえで、克服すべき重要な課題です。

配偶者間における犯罪の被害者(検挙件数の割合)(平成30年)



※配偶者には内縁関係にある者を含む。

内閣府「配偶者からの暴力に関するデータ(警察庁調べ)」



ドメスティック・ バイオレンスとは？



親密な関係の男女間でふるわれる暴力や暴言をいいます。

夫婦や恋人、同棲相手、元配偶者など、「親密な関係の間でふるわれる暴力」を「ドメスティック・バイオレンス」といいます。なぐる、けるといった身体的な暴力だけでなく、「誰のおかげで飯が食えるんだ」など、ひどい言葉を浴びせるといった言葉の暴力などもドメスティック・バイオレンスに含まれます。

今まで社会的に問題視されてこなかった
家庭内の暴力です。

ごく最近まで、配偶者などからの暴力に対する社会の関心はあまり大きくありませんでした。配偶者間の暴力は、犯罪となる行為であるにも関わらず、加害者に罪の意識が薄く、社会においても、「夫婦げんかは犬も喰わない」として軽視される傾向にありました。

そして、被害者自身も「私が悪かったから」と自分を責めたり、「自分さえ我慢をすれば」とひたすら耐え忍び、たとえ身内などに相談しても、かえって責められたり、世間体から我慢や口外禁止を強いられたりして、一人で苦しんでいる状況があります。

その背景には、男女の社会的地位や経済力の格差、固定的な性別役割分担意識や女性の人権軽視のなごり等、男女が置かれてきた社会的・構造的な問題があります。

暴力は「犯罪」となる行為を含む重大な人権侵害です。

いかなる暴力も許されるものではありません。

ドメスティック・バイオレンスは、夫婦という密室の閉鎖的關係において行われる暴力であり、意識的であれ、無意識であれ、暴力によって相手を支配し、従属させることにつながっていきます。そして、被害者の生命や身体に重大な危害が生じる可能性が高いにも関わらず、外部から発見されにくいという特殊性があります。

暴力の種類

ドメスティック・バイオレンスを受けている状態は、パワーによってコントロールされている状態とされています。例えば、身体的暴力により痛めつけ、恐怖心を与え、そして「実家に帰るな」「友達と連絡をとるな」と外部とのつながりを遮断し孤立させ、十分な生活費を渡さず、性的暴力をふるう。そして、子どもを虐待し、逃げようとする「一生つきまとうてやる」「殺してやる」と脅す。暴力は、多くの場合、このように重複してふるわれ、被害者をコントロールしていきます。

暴力や言葉により傷つけられ、加害者に心理的にコントロールされた被害者は、逃げることもできなくなります。

精神的暴力

「誰のおかげで飯が食えるんだ」
「役立たず」「能なし」といった
暴言を浴びせる
話しかけても無視する
大切にしている物を壊す、捨てる
交友関係などを監視し、規制する
子どもに危害を加えると脅す
他人の前で侮辱する など

身体的暴力

なぐる
ける
物を投げつける
首を絞める
刃物などをふりかざして脅す
たばこの火を押しつける
熱湯をかける など

性的暴力


望まない性的行為を
強要する
避妊に協力しない
見たくないポルノや
雑誌を見せる など

経済的暴力

生活費を負担しない
外で働き収入を
得ることを妨げる
お金を取り上げる
借金を重ねる など

被害者の声


「配偶者等からの暴力に関する事例調査(内閣府H13.11)」より



あたしが
何かいろいろ
言ったとき、締めていた
ベルトを引っ張って抜いて、
そのまま叩かれました。
それでベルトのバックルに
当たって、頭の上が切れて、
3針くらい縫いました。
(30代)

お風呂に沈めら
れそうになったり、
沸騰しているお湯を頭からかけ
ようとしたり、食卓のおかずを家の
外に投げってしまうこともありました。
私にも子どもにも、作った食事を
頭からかぶせてしまったり…。
テーブルをひっくり返すのは
しょっちゅうでした。
(40代)

とにかくあたしを
「ばかだ」とか「豚だ」とか
「かすだ」とか毎日ののして、
「お前は俺がいなかったら、
生きていけない」と、言いました。
要するにだめな人間にされてたん
ですね。「能力がない、
女は能力がない」と。
(40代)



買い物に行く
ときは一緒に行かないのに、
1時間半ごとぐらいに
スーパーに電話を入れて呼び出しを
かけ、私がいるかどうかを確認する。
本当に、何か監禁されている感じです。
私が外に電話をすると、「今どこの
誰に電話したか」と聞き、すぐその
相手に電話して確認する。
(50代)

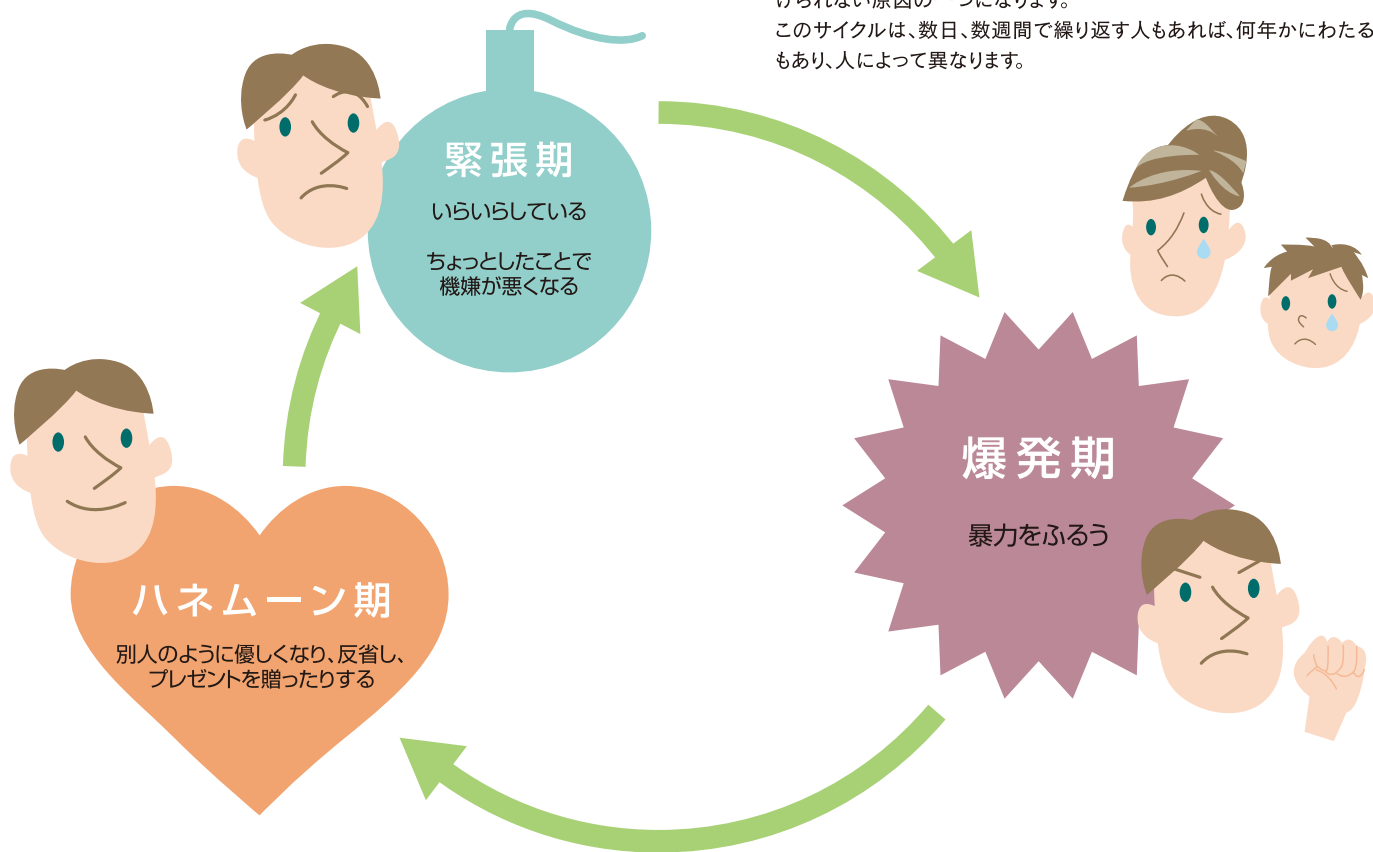
私の実家に
「火をつけて、
車でつっこむぞ」
「めちゃめちゃにしてやる」
ということは、暴力のたび
に怒鳴っていました。
(50代)

全部管理されて
いて、お金も一切持たせて
もらえなければ、着るものにつ
いてもまったく自由がない。
相手の都合のいいときだけ、私に
「何か好きなものでも買え」と
言ってお金をくれるけれども、
私の自由になるお金は
何もない。
(20代)

「性的な行為
というのは、男の思い
通りだ」と。「男の言うことを
妻は聞くもんだ」という
概念が、こびりついている人
ですから。自分がいやな避妊
の用具は使わない。
(60代)

暴力のサイクル

(アメリカの心理学者レノア・E・ウォーカーの研究より)



このサイクルがすべての人に当てはまるわけではありませんが、こういった暴力の周期を繰り返す人が多くいます。被害者はひどい暴力を受けても、その後優しくされるため「今度こそ暴力がなくなるかも…」と期待を抱き、逃げられない原因の一つになります。

このサイクルは、数日、数週間で繰り返す人もあれば、何年かにわたる場合もあり、人によって異なります。

2

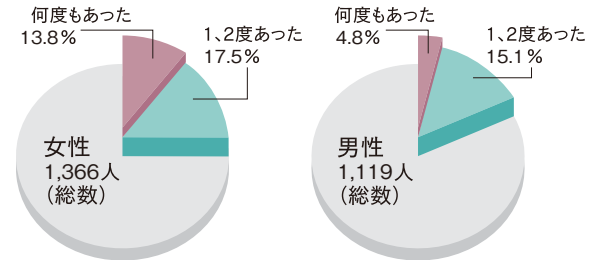
ドメスティック・バイオレンスの実態は？



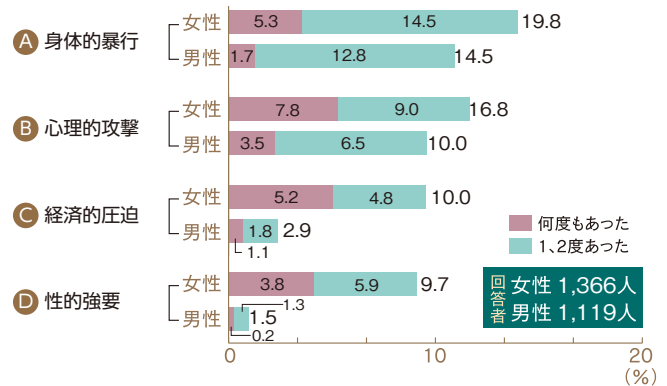
配偶者からの暴力被害経験

これまでに配偶者から

“**身体的暴行**” “**心理的攻撃**” “**経済的圧迫**” “**性的強要**”
をされたことがある。



約4人に1人は配偶者から被害を受けたことがあり、
約10人に1人は「何度も」受けています。



※「配偶者」には事実婚や別居中の夫婦、元配偶者も含む。

内閣府「男女間における暴力に関する調査」(平成29年度)

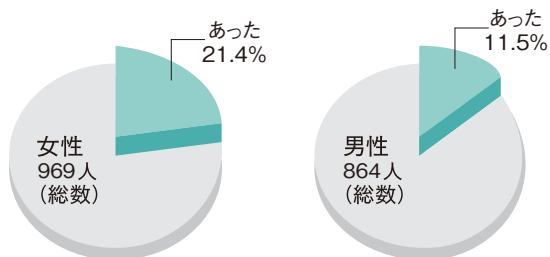
交際相手からの暴力被害経験

恋人間の暴力をデートDVといいます。ドメスティック・バイオレンスは配偶者間だけでなく、恋人たちの間でもおきています。

これまでに交際相手から

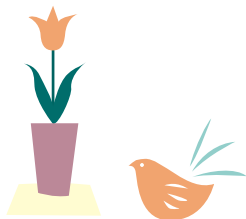
“**身体的暴力**” “**心理的攻撃**” “**経済的圧迫**” “**性的強要**”

のいずれかの暴力を1つでも受けたことがある



交際相手がいた(いる)人の約6人に1人がデートDVの被害にあっています。

内閣府「男女間における暴力に関する調査」(平成29年度)



配偶者暴力相談支援センターに寄せられる配偶者からの暴力に関する相談件数は年々増加しています



配偶者暴力相談支援センター

① 年度別相談件数 (内閣府男女共同参画局まとめ)

	全 国	岐 阜 県
平成26年度	102,963件	1,262件
平成27年度	111,172件	1,348件
平成28年度	106,367件	1,502件
平成29年度	106,110件	1,530件
平成30年度	114,481件	1,613件
合 計	541,093件	7,255件

② 性別相談件数

	全 国	岐 阜 県
女 性	531,384件(98.2%)	7,205件(99.3%)
男 性	9,709件(1.8%)	50件(0.7%)

相談者は圧倒的に女性



3

逃げ出せないのはなぜ？

さまざまな要因により被害者は身動きがとれなくなっています。

恐怖感・無力感

繰り返し行われる「脅し」や「暴力」への不安や緊張、恐怖から、無力感に支配され、また、自分自身を守るために感情を鈍化させ、すべてに「受身」になります。そして次第に逃げる気力を失ってしまいます。

複雑な心理

「暴力をふるうのは私を愛しているから」「いつかきっと変わってくれる」という「希望」を持ったり、「お前が悪いんだ」と言われ続け、暴力をふるわれ続けるうちに「私にも悪いところがあったから」と思い込まされ、被害者であることを自覚することが困難になることもあります。

経済的問題

配偶者の収入がなければ生活することが困難な場合は、今後の生活を考え逃げるできないことがあります。さらに、この不安定な雇用情勢では、再就職も厳しいものになっています。

社会通念や周囲の意識

「子どもをひとり親にするのはかわいそう」などといった社会通念や、「女性は家庭にいるべき」「妻は夫に従うべき」といった性別による固定的な役割分担意識があります。

子どもの問題

子どもの安全・就学の問題が気にかかり、逃げることに踏み切れないこともあります。

失うもの

配偶者から逃げる場合、仕事を辞めなければならなかったり、これまで築いた地域社会での人間関係など失うものが大きく、躊躇してしまいます。

4

ドメスティック・バイオレンスの思いこみ

暴力をふるうのは、特別な人でしょ？

「暴力をふるうのは、アルコールや薬物などの依存症、あるいは何か特別な人である」といった思い込みがありますが、決してそうではありません。つまり、いつでも、どこでも、誰にでも被害者になる可能性があるのです。



間違いです!!

暴力をふるうような人には
みえない!?

被害者・加害者は学歴・収入・年齢を問いません。また、一定のタイプもありません。加害者の中には、人当たりがよく、社会的信用もあり、周囲の人からは「家で暴力をふるって」とは想像できない」と思われている人もいます。そのため、被害者が勇気を出して声を発しても、なかなか信じてもらえないこともあります。



間違いです!!

怒らせた方も悪いんじゃないの？

仮に被害者の側にきっかけがあったとしても、暴力をふるう以外の解決法はないのでしょうか。加害者は、怒りを表現する方法として暴力を選び、被害者を支配しようとします。どんな理由であれ、暴力を正当化することはできません。



5



ドメスティック・ バイオレンスの 影響は？



被害者に与える影響は？

身体的な暴力をふるわれたことによるケガは、あざ・打ち身、切り傷をはじめ、火傷、ろつ骨・せき髄の損傷など多様で、後遺症が残ったり、時として死に至ることもあります。

暴力により、ケガなどの身体的な影響を受けるにとどまらず、PTSD（心的外傷後ストレス障害）を引き起こすことも多く、自分が意図しないにある出来事が繰り返し思い出され、その時の苦痛がよみがえったり、あらゆる物音や刺激に対して過敏に反応し、不眠やイライラが続いたりすることもあります。

この他にも、仕事を続けられなくなったり、人間不信になったり、さらには、子どもへの虐待につながることもあります。

子どもに与える影響は？

ドメスティック・バイオレンスの加害者は、被害者をコントロールするために、我が子にも暴力をふるっていることがあります。また、直接的に暴力を受けていなくても、暴力をふるわれている光景を目撃することは、直接殴られたのと同様のショックを子どもに与えることとなります。暴力を目撃したことによって、夜泣き、うつ症状など、子どもの心身に様々な症状が表れることもあります。

さらに、暴力を目撃して育った子どもは、自分が育った家庭での人間関係のパターンから、感情表現や問題解決の手段として暴力を用いることを学習することがあると言われています。

「児童虐待の防止等に関する法律」では、家庭内での配偶者間の暴力（身体的暴力とそれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動）を子どもに見せることも児童虐待にあたりと明記されています。



あなたを守るための 法律があります



これまで「家庭内の問題」と見過ごされがちだったドメスティック・バイオレンスが社会問題として取りあげられるようになり、配偶者等からの暴力を防止し被害者を保護するため、平成13年4月、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（配偶者暴力防止法）が制定されました。この法律の成立により、家庭内の暴力であっても「犯罪」となることが宣言されました。

平成16年に法律の一部改正が行われ、さらに平成19年7月に、保護命令制度の拡充、市町村に対する基本計画策定の努力義務等を定めた一部改正法が成立、平成20年1月11日から施行されています。改正により、被害者に対する電話・電子メール等を禁止する保護命令や、被害者の親族等への接近禁止命令を発することができるようになるなど、一層強化されました。

平成25年6月には、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても法を準用できるように定めた一部改正法が成立、法律の題名も「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」と改められ、平成26年1月3日から施行となりました。

これまでの改正のポイント

Point 「保護命令制度」の拡充（平成19年改正）

- ①生命・身体に対する脅迫を受けた被害者も保護命令の申立てができるようになりました。
- ②被害者に対する無言電話、連続しての電話・ファクシミリ・電子メールなどを禁止できるようになりました。
- ③被害者の親族等も接近禁止命令の対象となりました。

Point 市町村の役割強化（平成19年改正）

基本計画の策定、配偶者暴力相談支援センターの設置が市町村の努力義務となりました。

Point 適用対象の拡大（平成25年改正）

生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、この法律を準用できるようになりました。



「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の内容は？



法律の対象となる「配偶者の暴力」とは？

「配偶者」には、婚姻の届出をしていない、いわゆる「事実婚」の場合も含まれます。

男性・女性の別は問いません。

また、離婚後も引き続き暴力を受ける場合、元配偶者も含まれます。

生活の本拠を共にする交際相手からの暴力についても、この法律が準用されます。

「暴力」は、身体に対する暴力のみならず、心身に有害な影響を及ぼす言動（精神的・性的暴力）も含まれます。

配偶者暴力相談支援センターとは？

各都道府県に設置された配偶者暴力相談支援センターでは、暴力についての相談のほか、被害者の緊急時における安全の確保、一時保護や自立のための情報提供を行います。また、市町村も適切な施設において配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めることになっています。

警察官による被害防止

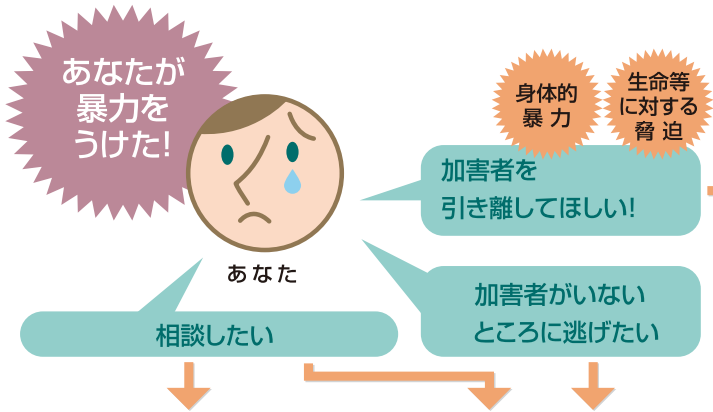
被害者の意思を踏まえ、加害者の検挙、指導・警告を行うとともに、加害者の検挙の有無に関わらず、必要な自衛・対応策についての情報提供などの適切な措置をとります。

「一時保護」ってなに？

被害者やその同伴の子どもなどの安全確保のため、安全に生活できる場所に一時的に保護し、心身の休養、今後の生活についての相談や情報提供などの支援を行います。

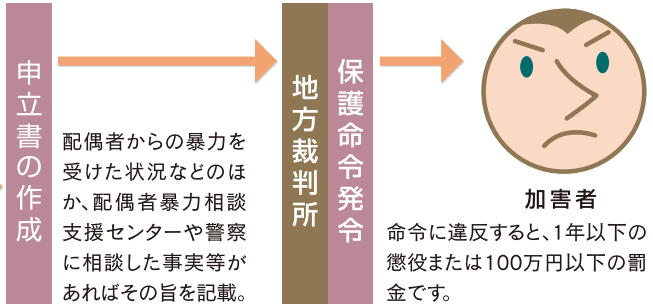
「保護命令」ってなに？

被害者が加害者のさらなる暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときには、被害者の安全確保のため、地方裁判所は被害者からの申立てにより「保護命令」を発令することができます。



- 警察**
あなたが求めれば、加害者の検挙や指導・警告をしてくれます。また、検挙の有無に関わらず、自衛・対応策について相談できます。
- 市福祉事務所**
相談のほか、あなたが自立するために必要な情報を提供します。
- 県子ども相談センター**
ドメスティック・バイオレンスに関するお子さんの相談ができます。

- 配偶者暴力相談支援センター**
相談やカウンセリングのほか、保護命令制度の利用についての情報や、あなたが自立するために必要な情報を提供します。
- 県女性相談センター**
一時保護
加害者と離れ、しばらく安全に生活することができます。お子さんも一緒に保護されます。



保護命令制度 (生命または身体に重大な危害を受けるおそれがあるとき)

<p>接近禁止命令 期間は6ヶ月</p> <p>加害者があなたにつきまったり、あなたの住居、勤務先等の付近をはいかいすることを禁止します。</p>	<p>被害者の子又は親族等への接近禁止命令 期間は6ヶ月</p> <p>あなたの子又は親族等につきまったり、子又は親族等の住居、勤務先等の付近をはいかいすることを禁止します。</p> <p>※接近禁止命令が発令されている間に限る</p>
<p>電話等禁止命令 期間は6ヶ月</p> <p>あなたに対する電話、FAX、メール等を禁止します。</p> <p>※接近禁止命令が発令されている間に限る</p>	<p>退去命令 期間は2ヶ月</p> <p>加害者に、あなたとともに住む住居から退去することを命じます。</p>

事実婚の場合や、元配偶者に対する申立てもできます。

!! 緊急のときは、迷わず110番してください



悩んでいるあなたへ



暴力はふるう側が悪いのです。 暴力を受けるあなたに非はありません。

現在、配偶者や恋人から暴力を受けて悩んでいるあなた、「夫婦間の問題だから」と自分で解決しようとしたり、「私も悪かったから仕方ない」とがまんしたりしていませんか？どんな暴力であっても、暴力をふるう側が悪いのです。また、たとえ家庭内であっても、許される暴力はありません。

あなた自身が「今」、そして「これから先」 どうしたらいいのかを考えましょう。

あなたやあなたの子どもの安全や将来のために援助を求めることは、あなたにとって大切な権利です。

まずは、勇気を出して相談窓口にご相談しましょう。相談員があなたと一緒に考えてくれます。あなたの知らなかった対応方法がきっと見つかるはず。いろいろな方法の中から、どんな道を選ぶのかは、あなた自身が決めることです。まずは、情報を手に入れましょう。

逃げ出したいと思ったときは

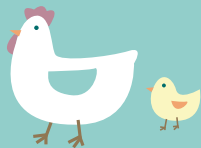
親元、親しい友人の家などは、相手にも見つけられやすい場所だということ念頭に置きましょう。配偶者暴力相談支援センターでは、緊急に身を寄せられる施設も紹介しています。

友人・知人からの郵便物、メールやアドレス帳、相談機関の電話番号など、居場所を知られる手がかりを残さないようにしましょう!!

いざというときに持ち出したいもの → 裏面をご覧ください。

9

身内の方や友人、 ご近所のみなさんへ



暴力を見聞きしたとき

これまで日本では、家庭内の争いことは「身内の恥」という意識が働き、なかなか外に向かって助けを求めにくい状況がありました。また、身体に暴力の痕跡を目にしても、「転んだ」と本人が説明すれば、それ以上立ち入ることは失礼なことという風潮がありました。しかし、いくら家庭内の問題であっても、暴力は許されない行為です。

配偶者暴力防止法第6条第1項では、「配偶者からの暴力(身体に対する暴力に限る)を受けている者を発見した者は、配偶者暴力相談支援センターまたは警察官に通報するよう努めなければならない」と規定されています。身体に対する暴力以外の暴力についても、裏面の相談機関への相談を勧めてあげてください。

相談を受けたとき

まず、「あなたは悪くない」と伝えてください。誰かにドメスティック・バイオレンスについて相談するということは、とても勇気のいる行動です。話を否定せず、受け止めてあげるだけでも、被害者を力づけることになります。もちろん、聞いた話を第三者に話してはいけません。

「相手の言い分も聞いてみないと…」とか、「殴るからにはそれなりの理由が…」という言葉や態度は、せっかく勇気を出し、声を出した被害者を傷つけることとなりますので、絶対に責めることはせず、裏面の相談機関などの情報を伝えてあげてください。

相談を受けたときの注意

「家を出るべき」などと指示、強制しない。
「子どもの幸せも考えて」などと意見を押しつけない。
「あなたにも問題がある」などと非難、批判しない。

被害者の居場所を尋ねられたとき

加害者から、被害者の居場所をつきとめるための協力を求められた場合、どんなに加害者が冷静にみえても、決して心当たりの場所を知らせたりしないでください。

10

医療関係者の みなさんへ



配偶者からの暴力の被害者を診察したとき

被害者は暴力による傷などを身体に負ったとき、医療機関を受診します。

暴力を発見しやすい立場、専門的判断が可能であるといった点を重要視し、配偶者暴力防止法第6条第2項では、「医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を見出したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センターまたは警察官に通報することができる」と規定され、この場合、刑法その他の法律上の守秘義務違反にあたらないこととなっています。

ただし、通報する場合には、被害者本人の意思を尊重してあげてください。



また、被害者に配偶者暴力相談支援センターや警察などの利用について、必要な情報を提供してあげてください。



11

ドメスティック・ バイオレンスを なくすために



ドメスティック・バイオレンスは決して「他人事」ではありません。いつでも、どこでも、誰にでも起こりうる問題なのです。

経済力の格差や社会的地位の差などの社会構造、夫が妻に暴力をふるうことについて寛容な考え方、お互いを対等なパートナーと見ない女性差別や男性差別の意識など、ドメスティック・バイオレンスの背景にある問題は、社会全体で取り組み、解決していかなければなりません。

また、子どもが成長する過程で、暴力的でない考え方や問題解決の方法を身に付けさせることも、加害者を生み出さないという点で重要となってきます。

ドメスティック・バイオレンスをなくすためには、私たち一人ひとりが、いかなる暴力も犯罪であるという認識を持ち、被害を受け、苦しんでいる人たちが、「声をあげやすい社会」づくりをすることが重要です。



配偶者等からの暴力で悩んでいる方のために下記のような相談窓口があります。ひとりで悩まずに、まず、相談してみましょう。

緊急の場合は110番してください

岐阜県女性相談センター

TEL 058-213-2131

岐阜県警察ストーカー相談110番

☎ 0120-794-310

最寄りの警察署(生活安全課)

(切り取り線)